

滝沢村自治会連合会会則

(名 称)

第1条 この会は、滝沢村自治会連合会（以下「連合会」という。）という。

(事務所)

第2条 連合会は、事務所を滝沢村役場内に置く。

(目 的)

第3条 連合会は、単位自治会相互の連携と親睦を図り、村と協働して村民の連帯感と自治意識の高揚に努め、明るく豊かな住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 各単位自治会の連絡調整に関すること。
- (2) 関係機関、団体との連絡調整に関すること。
- (3) 連合会主催行事の開催に関すること。
- (4) 村民の生活安全、生活環境、社会福祉に関すること。
- (5) 村行政についての周知及び協働、連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか連合会目的の達成に必要な事項に関すること。

(会 員)

第5条 連合会は、各単位自治会をもって構成する。

(役 員)

第6条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 5名
- (4) 監 事 2名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員が、総会において選出されなかった場合、役員の選出は次に掲げるとおりとする。この場合において、村内を南部、中部、北部地区に区割りするものとし、各地区に所属する単位自治会は別表のとおりとする。

- (1) 会長は、各地区から選考委員を2名選出し、その委員が会長を選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 副会長は、各地区から1名ずつ互選により選出し、総会の承認を受ける。
- (3) 理事は、会長に就任した者の地区から1名、それ以外の地区から2名ずつ互選により選出し、総会の承認を受ける。
- (4) 監事は、会長に就任した者の地区以外の地区から1名ずつ互選により選出し、総会の承認を受ける。

(顧 問)

第7条 連合会に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連合会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、南部、中部、北部地区の連絡調整及び会務の執行にあたる。
- 4 監事は、連合会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、総会の議を経て選出し、任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、この職務を行わなければならない。

(総会)

第10条 総会は、連合会の最高議決機関であって、各単位自治会長をもって組織する。また、単位自治会長に事故あるときは、当該自治会役員の中から代理のものを1名出席させるものとする。

- 2 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 3 総会は、会長が招集し年一回開催する。ただし、理事会が必要と認めたとき及び単位自治会長の3分の1以上から請求があったときは、すみやかに臨時総会を開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において、その都度選出するものとする。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 前年度事業報告及び決算
- (2) 決算監査報告
- (3) 当年度事業計画及び予算
- (4) 役員の仕事
- (5) 会則等の改廃
- (6) 理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、必要に応じて開催する。

- 2 理事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 3 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのないときの緊急事項に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
- 4 理事会の議長は、会長があたる。
- 5 監事は、必要に応じて理事会に出席できるものとする。

(専門部会)

第13条 連合会の事業を円滑に行うため、総会の議を経て、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第14条 連合会の事務局は、滝沢村役場内に置く。

2 事務局に次の職員を置き、会長が委嘱する。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 若干名

3 事務局長、書記は、経理及び一般事務を処理する。

4 事務局の職員は、自治会担当課長及び課員をもって充てる。

(会計年度)

第15条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 連合会の経費は、交付金、補助金、寄附金、負担金及びその他をもって充てる。

(雑則)

第17条 この会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

別表

地区名	単 位 自 治 会 名
南部	小岩井、大釜上、大釜南、篠木、大沢、鶉飼南、鶉飼西、鶉飼温泉、滝沢ニュータウン、姥屋敷
中部	元村南、室小路、国分、元村中央、法誓寺、元村東、元村西、元村北、あすみ野
北部	柳沢、巣子、南巣子、長根、川前、南一本木、いずみ巣子ニュータウン、北一本木

附 則

この会則は、平成20年5月23日から施行する。